

労働保険料は電子納付が便利です

平成16年1月より、労働保険料を納付する際に電子納付サービスがご利用いただけるようになりました。

従来、労働保険料の納付は、金融機関および郵便局の窓口に出向いて納める必要がありました。しかし、電子納付サービスを利用すると、これまでの窓口での納付に加えて、自宅や会社から労働保険料を納めることが可能になります。

電子納付サービスでは、各金融機関と厚生労働省をマルチペイメントネットワークシステム（MPN）を介して接続し、インターネットバンキングやATMからの労働保険料の納付ができるようになります。

ただし、これまでどおり金融機関および郵便局の窓口で納付することもできますので、電子納付サービスをご利用にならない場合は、最寄りの窓口をご利用ください。

① 電子納付の対象となる労働保険料

申告書・年度更新申告書による概算・確定保険料

「概算・増加概算・確定保険料申告書」、「年度更新申告書」の申請を電子申請した場合に電子納付を行うことができます。

期別納付書による概算保険料

毎年10月末、1月末、3月末を納期として事業主あてに送付される納付書に印字されている納付番号などを用いて電子納付を行うことができます。

督促状による労働保険料

督促状と同時に事業主あてに発行された納付書に印字されている納付番号などを用いて電子納付を行うことができます。

※追徴金及び延滞金については、今までどおり各金融機関および郵便局の窓口で納めてください。

■ 労働保険料納付書に新項目が追加。ペイジーマークが電子納付OKの目印です。

The image shows a '領収済通知書' (Receipt and Notification) for labor insurance. It includes fields for '労働保険' (Labor Insurance) and '国庫金' (National Treasury). The payment amount is shown as ¥0123456789. The slip is addressed to '厚生労働省' (Ministry of Health, Labour and Welfare). Key fields highlighted with red boxes are: 1. The Pay-easy mark (ペイジーマーク) in the top left corner. 2. The collection agency number (収納機関番号) '0000'. 3. The payment number (納付番号) 'XXXXXXXXXXXXXXXXXX'. 4. The confirmation number (確認番号) '△△△△'. The slip also contains fields for '労働保険特別会計' (Labor Insurance Special Account), '平成' (Heisei) year, and '期' (Term).

1. Pay-easy (ペイジー) マーク



日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定める電子納付のシンボルマーク。電子納付が可能である書類であることを示します。

2. 収納機関番号

収納機関が国庫であることを示す番号です。

3. 納付番号

納付案件を特定する番号です。この16桁の番号で、あなたの納付内容を特定し、情報照会および納付手続きを行います。

4. 確認番号

納付番号とこの確認番号の組み合わせにより、納付の間違いを防止するとともに、セキュリティを確保します。

② 電子納付の方法

ア. インターネットバンキング

電子納付は、MPNに対応したインターネットバンキング（携帯電話のモバイルバンキングを含む）で行うことができます。なお、電子納付にはMPNに対応している金融機関のインターネットバンキングの口座を持っていることが必要となります。

① 電子申請と同時に電子納付を行う場合

「概算・増加概算・確定保険料申告書」、「年度更新申告書」の電子申請と同時に行う場合は、電子申請を行った際にサーバから納付番号と確認番号が通知されますので、その画面で「引き続き電子納付を行う」をクリックすることで、インターネットバンキングを利用して行います。

② 電子納付単独で行う場合

電子納付単独で行う場合は、MPNに対応している金融機関のホームページからインターネットバンキングを利用して行っていただくことになります。

イ. ATMの利用

ATMを利用する場合、金融機関と利用するATMがMPNに対応している必要があります。（MPNが利用可能なATMにはペイジーマークが付いています。）なお、ATMだけの利用であれば、インターネットバンキングの口座は必要ありません。

ATMによる電子納付は、期別納付書等に記載されている納付番号、確認番号、収納機関番号により行うか、申告書を電子申請した際にサーバから通知される納付番号、確認番号、収納機関番号を控えて行うことができます。

※ MPNに対応したATMを設置しているかどうかは、各金融機関にお問合せください。
（平成20年4月1日現在、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、ゆうちょ銀行、東和銀行、千葉銀行、京葉銀行に設置されています。）

③ 電子納付が可能な期間

納付書発行方法	電子納付可能期間
申告書・年度更新申告書による概算・確定保険料 ※申告書を電子申請した場合に限ります。	申請日+3ヶ月
期別納付書による概算保険料	法定納期+3ヶ月
督促状による労働保険料	指定納期+3ヶ月

電子納付可能期間の3ヶ月とは、申請日などの月に3を加えた日の申請日に一番近い実在日を表しております。

●例1・・・申告書申請日が平成21年2月10日の場合 ⇒ 平成21年5月10日が電子納付可能期限

●例2・・・法定納期が平成21年10月31日の場合 ⇒ 平成22年1月31日が電子納付可能期限

Pay-easy(ペイジー)についての詳しい内容は <http://pay-easy.jp> をご覧ください。

・金融機関で電子納付がご利用いただけるかどうかは、納付の際にご利用の金融機関にお問合せください。